

お 知 ら せ

篠山市の丹波篠山市への市名変更に伴う 登記事務取扱いについて

令和元年5月1日付けの「篠山市」から「丹波篠山市」への市名変更に伴う登記事務取扱いは、下記のとおりとなります。

記

1 丹波篠山市（旧市名：篠山市）を管轄する法務局に変更はありません。

不動産登記	神戸地方法務局柏原支局
商業・法人登記	神戸地方法務局法人登記部門

2 登記事務の取扱いについて

(1) 不動産登記

登記事項	変更登記の手続等
土地・建物の所在	所有者が変更登記を申請する必要はありません。 所在欄の変更は、法務局が順次行います。 なお、所在欄の変更が完了するまでの間は、不動産登記規則第92条1項により、新市名に変更されたものとみなされます。
所有者 抵当権者等 の住所（本店）	所有者等が住所等の表示の変更登記を希望する場合には、変更登記を申請する必要があります。 ただし、市名変更は公知の事実であることから、住所変更登記を行わず、旧市名の住所でも差し支えありません。

(2) 商業・法人登記

登記事項	変更登記の手続
会社・法人の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）、役員 の住所、支配人を置いた営業所等	会社・法人代表者が変更登記を申請する必要はありません。 会社・法人の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）、役員 の住所、支配人を置いた営業所等の変更は、法務局が順次行います。 なお、変更がされるまでの間は、商業登記法第26条により、新市名に変更されたものとみなされます。

電話でのお問い合わせ先

〈不動産登記に関するご質問〉

神戸地方法務局柏原支局

TEL 0795-72-0176

〈商業法人登記に関するご質問〉

神戸地方法務局法人登記部門

TEL 078-392-1901